

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準を満たさ ない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置して いない等ユニッ トにおける体制が 未整備である場 合	夜勤職員配置加 算	個別リハビリテ ーション実施加 算	認知症行動・心 理症状緊急対応 加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(I)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【従来型】	要支援1 ( 575 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 ( 716 単位)								
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <在宅強化型>【在宅強化型】	要支援1 ( 613 単位)								
			要支援2 ( 753 単位)								
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iii) <多床室>【従来型】	要支援1 ( 606 単位)									
		要支援2 ( 762 単位)									
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 652 単位)									
		要支援2 ( 807 単位)									
	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 582 単位)								
			要支援2 ( 723 単位)								
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 582 単位)								
			要支援2 ( 723 単位)								
c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
	要支援2 ( 774 単位)										
d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	要支援1 ( 619 単位)										
	要支援2 ( 774 単位)										
(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 582 単位)									
		要支援2 ( 723 単位)									
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 582 単位)									
		要支援2 ( 723 単位)									
c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
	要支援2 ( 774 単位)										
d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	要支援1 ( 619 単位)										
	要支援2 ( 774 単位)										
(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【従来型】	要支援1 ( 618 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 ( 775 単位)								
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 660 単位)								
			要支援2 ( 817 単位)								
	c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iii) <ユニット型個室>【従来型】	要支援1 ( 615 単位)									
		要支援2 ( 775 単位)									
	d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iv) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 660 単位)									
		要支援2 ( 817 単位)									
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)								
			要支援2 ( 806 単位)								
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)								
			要支援2 ( 806 単位)								
c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iii) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
	要支援2 ( 806 単位)										
d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iv) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)										
	要支援2 ( 806 単位)										
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)									
		要支援2 ( 806 単位)									
	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)									
		要支援2 ( 806 単位)									
c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iii) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
	要支援2 ( 806 単位)										
d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(iv) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 649 単位)										
	要支援2 ( 806 単位)										
注 特別療養費											
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)											
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)									
	(二) 特定治療										
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×27/1000)	注 所定単位は、(1)から(5)までより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×15/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の90/100)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の80/100)										
※ 特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。											